

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月15日
【会社名】	株式会社多摩川ホールディングス
【英訳名】	TAMAGAWA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 楢沢 徹
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目28番8号 芝二丁目ビル11階
【電話番号】	03(6435)6933(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 増山 慶太
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目28番8号 芝二丁目ビル11階
【電話番号】	03(6435)6933(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 増山 慶太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) (第15回新株予約権)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,361,760円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 605,832,160円 (第16回新株予約権) その他の者に対する割当 1,843,745円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 499,589,745円 (第17回新株予約権) その他の者に対する割当 411,648円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 172,467,648円
	(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月4日に提出した有価証券届出書及び2025年12月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、記載事項の一部に誤記がありましたので、記載事項の誤記を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を訂正するものであります。

また、2025年12月15日付で2025年10月期決算短信を公表したことに伴い、関連する事項その他一部訂正を要する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)  
(2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)  
(2) 新株予約権の内容等
- 3 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)  
(2) 新株予約権の内容等

### 第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出について
3. 最近の業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

##### (2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 第15回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第15回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)814,400株(第15回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第15回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)(以下、「東証終値」という。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。「修正日」とは、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は405.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 割当株式数の上限 814,400株(2025年9月30日現在の当社発行済普通株式総数6,584,900株に対する割合は、12.37%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6 第15回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第15回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 341,187,700円(但し、第15回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による第15回新株予約権の取得 第15回新株予約権には、当社の決定により、第15回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)。</p> <p>8 なお、当社は、割当予定先との間で、第15回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定である。</p> <p><sup>①③</sup><sub>⑧⑦</sub>当社による本新株予約権の行使の停止 <sup>①③</sup><sub>⑧⑦</sub>当社による本新株予約権の買戻 <sup>①③</sup><sub>⑧⑦</sub>当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。)なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>
--------------------------	---

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 第15回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第15回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)814,400株(第15回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第15回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)(以下、「東証終値」という。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。「修正日」とは、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は405.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 割当株式数の上限 814,400株(2025年9月30日現在の当社発行済普通株式総数6,584,900株に対する割合は、12.37%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6 第15回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第15回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 332,600,960円(但し、第15回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による第15回新株予約権の取得 第15回新株予約権には、当社の決定により、第15回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)。</p> <p>8 なお、当社は、割当予定先との間で、第15回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定である。</p> <p><small>③⑦当社による本新株予約権の行使の停止</small> <small>③⑦当社による本新株予約権の買戻</small> <small>③⑦当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。)なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されています。</small></p>
--------------------------	---

(後略)

## 2 【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)】

### (2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 第16回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本修正型新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)651,500株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第16回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
	2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。「修正日」とは、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。
	3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。
	4 行使価額の下限 行使価額は405.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。
	5 割当株式数の上限 651,500株(2025年9月30日現在の当社発行済普通株式総数6,584,900株に対する割合は、9.89%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。
	6 第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)264,183,250円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
	7 当社の請求による第16回新株予約権の取得 第16回新株予約権には、当社の決定により、第16回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)。
	8 なお、当社は、割当予定先との間で、第16回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、第16回新株予約権を締結する予定である。 ① 当社による本新株予約権の行使の停止 ② 当社による本新株予約権の買戻 ③ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。)なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 第16回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本修正型新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)651,500株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第16回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
	2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。「修正日」とは、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。
	3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。
	4 行使価額の下限 行使価額は405.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。
	5 割当株式数の上限 651,500株(2025年9月30日現在の当社発行済普通株式総数6,584,900株に対する割合は、9.89%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。
	6 第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)266,026,995円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
	7 当社の請求による第16回新株予約権の取得 第16回新株予約権には、当社の決定により、第16回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)。
	8 なお、当社は、割当予定先との間で、第16回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、第16回新株予約権を締結する予定である。 <small>③ 当社による本新株予約権の行使の停止 ③ 当社による本新株予約権の買戻 ③ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。)なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</small>

(後略)

### 3 【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

#### (2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 第17回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第17回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)160,800株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第17回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。「修正日」とは、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が405.5円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は405.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 割当株式数の上限 160,800株(2025年9月30日現在の当社発行済普通株式総数6,584,900株に対する割合は、2.47%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6 第17回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第17回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)65,204,400円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による第17回新株予約権の取得 第17回新株予約権には、当社の決定により、第17回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)。</p> <p>8 なお、当社は、割当予定先との間で、第17回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、第17回新株予約権を締結する予定である。</p> <p><small>⑥③当社による本新株予約権の行使の停止 ⑥④当社による本新株予約権の買戻 ⑥⑤当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。)なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</small></p>
--------------------------	--

(後略)

<訂正後>

<b>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</b>	<p>1 第17回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第17回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)160,800株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第17回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。「修正日」とは、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が405.5円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は405.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 割当株式数の上限 160,800株(2025年9月30日現在の当社発行済普通株式総数6,584,900株に対する割合は、2.47%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6 第17回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第17回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)65,616.048円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による第17回新株予約権の取得 第17回新株予約権には、当社の決定により、第17回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)。</p> <p>8 なお、当社は、割当予定先との間で、第17回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、第17回新株予約権を締結する予定である。</p> <p><small>⑥⑦当社による本新株予約権の行使の停止</small></p> <p><small>⑥⑦当社による本新株予約権の買戻</small></p> <p><small>⑥⑦当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。)なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</small></p>
	(後略)

### 第三部 【追完情報】

<訂正前>

#### 1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第57期)及び半期報告書(第58期中)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2025年12月4日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年12月4日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

組込書類である第54期有価証券報告書の提出日(2025年1月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年12月4日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(中略)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案 資本金準備金の額減少の件	33,513	343	0	(注) 1	可決 98.99
第2号議案 定款一部変更の件	33,458	398	0	(注) 2	可決 98.82
第3号議案 取締役 9名選任の件					
榎沢 徹	33,505	351	0		可決 98.96
小林 正憲	33,471	385	0		可決 98.86
増山 慶太	33,495	361	0		可決 98.93
上林 典子	33,495	371	0	(注) 3	可決 98.90
鈴木 淳一	33,505	351	0		可決 98.86
日下 成人	33,499	357	0		可決 98.95
宮地 司	33,450	406	0		可決 98.80
木村 力	33,497	359	0		可決 98.84
松宮 弘幸	33,455	401	0		可決 98.82
第4号議案 補欠監査役 1名選任の件				(注) 3	
藤原 陽敏	33,549	307			可決 99.09

(中略)

#### 3. 最近の業績の概要

第58期(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)の経営成績の概要につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

<訂正後>

## 1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第57期)及び半期報告書(第58期中)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2025年12月15日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年12月15日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

## 2. 臨時報告書の提出について

組込書類である第54期有価証券報告書の提出日(2025年1月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年12月15日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(中略)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案 資本金準備金の額減少の件	33,513	343	0	(注) 1	可決 98.99
第2号議案 定款一部変更の件	33,458	398	0	(注) 2	可決 98.82
第3号議案 取締役9名選任の件					
桝沢 徹	33,505	351	0		可決 98.96
小林 正憲	33,471	385	0		可決 98.86
増山 慶太	33,495	361	0		可決 98.93
上林 典子	33,485	371	0	(注) 3	可決 98.90
鈴木 淳一	33,505	351	0		可決 98.96
日下 成人	33,499	357	0		可決 98.95
宮地 司	33,450	406	0		可決 98.80
木村 力	33,497	359	0		可決 98.94
松宮 弘幸	33,455	401	0		可決 98.82
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 3	
藤原 陽敏	33,549	307			可決 99.09

(中略)

## 3. 最近の業績の概要

2025年12月15日に開示いたしました、2025年10月期決算短信〔日本基準〕(連結)に掲載されております第58期(自2024年11月1日 至 2025年10月31日)連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,736,210	1,342,652
受取手形、売掛金及び契約資産	1,325,148	2,065,512
商品及び製品	419,512	330,129
仕掛品	1,042,273	1,569,497
原材料及び貯蔵品	794,858	769,841
前渡金	25,623	50,366
その他	172,046	142,580
貸倒引当金	35,142	35,763
<b>流動資産合計</b>	<b>5,480,530</b>	<b>6,234,815</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	556,831	571,171
減価償却累計額	427,803	448,193
建物及び構築物（純額）	129,027	122,978
機械装置及び運搬具	2,752,039	2,788,971
減価償却累計額	181,970	261,156
機械装置及び運搬具（純額）	2,570,069	2,527,815
工具、器具及び備品	1,282,715	1,349,799
減価償却累計額	1,000,538	1,107,149
工具、器具及び備品（純額）	282,177	242,649
土地	503,175	511,841
建設仮勘定	139,856	381,984
<b>有形固定資産合計</b>	<b>3,624,306</b>	<b>3,787,268</b>
<b>無形固定資産</b>		
営業権	5,539	5,539
ソフトウエア	33,576	20,103
その他	0	0
<b>無形固定資産合計</b>	<b>39,116</b>	<b>25,643</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	229,627	735,216
長期貸付金	50,000	50,000
繰延税金資産	34,709	84,680
その他	379,822	356,317
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>694,158</b>	<b>1,226,214</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>4,357,581</b>	<b>5,039,126</b>
<b>繰延資産</b>		
株式交付費	3,470	1,130
開業費	831	951
創立費	148	148
<b>繰延資産合計</b>	<b>4,451</b>	<b>2,230</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,842,562</b>	<b>11,276,172</b>

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	475,500	643,034
短期借入金	560,992	471,148
1年内返済予定の長期借入金	304,554	390,233
リース債務	6,804	3,018
未払金	273,532	84,756
未払法人税等	23,385	156,566
契約負債	30,076	71,232
前受金	13,048	9,603
賞与引当金	68,000	246,639
製品保証引当金	64,247	127,267
その他	92,609	171,457
<b>流動負債合計</b>	<u>1,912,752</u>	<u>2,374,961</u>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,762,325	2,845,417
リース債務	11,210	8,192
繰延税金負債	824	72,171
退職給付に係る負債	297,084	356,940
資産除去債務	13,216	13,260
その他	160,390	133,901
<b>固定負債合計</b>	<u>3,245,052</u>	<u>3,429,884</u>
<b>負債合計</b>	<u>5,157,805</u>	<u>5,804,845</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<u>2,700,375</u>	<u>2,710,814</u>
<b>資本剰余金</b>	<u>1,807,896</u>	<u>1,798,855</u>
<b>利益剰余金</b>	<u>233,574</u>	<u>502,223</u>
<b>自己株式</b>	<u>61,394</u>	<u>61,394</u>
<b>株主資本合計</b>	<u>4,680,452</u>	<u>4,950,499</u>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<u>19,644</u>	<u>407,561</u>
<b>為替換算調整勘定</b>	<u>15,104</u>	<u>105,161</u>
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<u>4,540</u>	<u>512,723</u>
<b>新株予約権</b>	<u>8,845</u>	<u>8,103</u>
<b>純資産合計</b>	<u>4,684,756</u>	<u>5,471,326</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>9,842,562</u>	<u>11,276,172</u>

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
<u>売上高</u>	<u>2,356,418</u>	<u>5,587,974</u>
<u>売上原価</u>	<u>1,644,881</u>	<u>3,895,110</u>
<u>売上総利益</u>	<u>711,536</u>	<u>1,692,864</u>
<u>販売費及び一般管理費</u>	<u>759,309</u>	<u>1,413,963</u>
<u>営業利益又は営業損失( )</u>	<u>47,773</u>	<u>278,901</u>
<u>営業外収益</u>		
受取利息	364	1,089
受取配当金	246	486
受取保険金	7,737	3,907
為替差益	26,873	6,666
その他	6,101	9,583
<u>営業外収益合計</u>	<u>41,322</u>	<u>21,734</u>
<u>営業外費用</u>		
支払利息	33,446	58,405
株式交付費償却	1,529	2,340
貸倒引当金繰入額	5,677	-
その他	4,890	8,574
<u>営業外費用合計</u>	<u>45,543</u>	<u>69,320</u>
<u>経常利益又は経常損失( )</u>	<u>51,994</u>	<u>231,315</u>
<u>特別利益</u>		
固定資産売却益	99	7,682
投資有価証券売却益	-	124,370
<u>特別利益合計</u>	<u>99</u>	<u>132,052</u>
<u>特別損失</u>		
固定資産売却損	-	953
固定資産除却損	1,537	1,303
投資有価証券評価損	65,781	-
<u>特別損失合計</u>	<u>67,318</u>	<u>2,256</u>
<u>税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )</u>	<u>119,212</u>	<u>361,112</u>
法人税、住民税及び事業税	11,501	150,628
法人税等調整額	17,020	58,165
法人税等合計	5,519	92,463
<u>当期純利益又は当期純損失( )</u>	<u>113,693</u>	<u>268,648</u>
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失( )	113,693	268,648

連結包括利益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
当期純利益又は当期純損失(一)	113,693	268,648
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28,913	427,206
為替換算調整勘定	99,407	90,057
その他の包括利益合計	70,494	517,264
包括利益	184,187	785,912
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	184,187	785,912

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,700,375	1,827,426	347,267	61,394	4,813,675
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	19,480	-	-	19,480
親会社株主に帰属する当期純損失（-）	-	-	113,693	-	113,693
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		50			50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	19,530	113,693	-	133,223
当期末残高	2,700,375	1,807,896	233,574	61,394	4,680,452

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	48,558	114,512	65,954	8,905	4,888,534
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	-	-	-	19,480
親会社株主に帰属する当期純損失（-）	-	-	-	-	113,693
連結子会社株式の追加取得による持分の増減					50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,913	99,407	70,494	60	70,554
当期変動額合計	28,913	99,407	70,494	60	203,777
当期末残高	19,644	15,104	4,540	8,845	4,684,756

当連結会計年度(自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,700,375	1,807,896	233,574	61,394	4,680,452
当期変動額					
剩余金（その他資本剰余金）の配当	—	19,480	—	—	19,480
新株の発行	10,439	10,439	—	—	20,878
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	268,648	—	268,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	10,439	9,040	268,648	—	270,047
当期末残高	2,710,814	1,798,855	502,223	61,394	4,950,499

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19,644	15,104	4,540	8,845	4,684,756
当期変動額					
剩余金（その他資本剰余金）の配当	—	—	—	—	19,480
新株の発行	—	—	—	—	20,878
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	268,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	427,206	90,057	517,264	741	516,522
当期変動額合計	427,206	90,057	517,264	741	786,569
当期末残高	407,561	105,161	512,723	8,103	5,471,326

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期 純損失( )	119,212	361,112
減価償却費	170,855	347,765
賞与引当金の増減額(　は減少)	45,901	178,692
製品保証引当金の増減額(　は減少)	5,485	63,020
退職給付に係る負債の増減額(　は減少)	12,255	59,855
受取利息及び受取配当金	610	1,576
支払利息	33,446	58,405
株式交付費償却	1,529	-
固定資産売却損益(　は益)	99	132,052
固定資産除却損	1,537	1,303
投資有価証券評価損益(　は益)	65,781	-
売上債権の増減額(　は増加)	450,048	735,178
棚卸資産の増減額(　は増加)	81,123	411,726
前渡金の増減額(　は増加)	4,901	23,809
仕入債務の増減額(　は減少)	20,571	157,856
未払金の増減額(　は減少)	32,881	59,379
契約負債の増減額(　は減少)	8,333	41,156
前受金の増減額(　は減少)	6,638	8,036
未払又は未収消費税等の増減額	45,243	71,320
長期未払金の増減額(　は減少)	27,703	6,860
その他	244,084	88,957
<b>小計</b>	<b>307,336</b>	<b>50,825</b>
利息及び配当金の受取額	317	1,076
利息の支払額	31,777	55,889
法人税等の支払額	18,136	25,358
法人税等の還付額	74	3,613
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>257,814</b>	<b>25,732</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	-	10,000
有形固定資産の取得による支出	79,055	606,887
有形固定資産の売却による収入	100	9,636
無形固定資産の取得による支出	5,653	4,319
投資有価証券の取得による支出	-	1,380
投資有価証券の売却による収入	-	137,021
敷金及び保証金の差入による支出	2,500	594
敷金及び保証金の返還による収入	1,038	4,250
その他	10,987	10
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>97,058</b>	<b>472,262</b>

	(単位 : 千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	120,798	19,843
長期借入れによる収入	490,000	380,000
長期借入金の返済による支出	193,054	271,425
リース債務の返済による支出	6,944	13,604
株式の発行による収入	-	20,640
配当金の支払額	19,229	19,308
その他	-	2
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	391,570	76,459
現金及び現金同等物に係る換算差額	26,688	17,980
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	525,638	403,555
現金及び現金同等物の期首残高	1,210,569	1,736,207
現金及び現金同等物の期末残高	1,736,207	1,332,652

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

### 1 報告セグメントの概要

#### (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株式会社多摩川ホールディングス)、子会社18社により構成されており、無線機器、計測器、情報機器、産業用機器の製造・販売を主たる業務とした「電子・信用機器事業」、小形風力発電所をはじめとした再生可能エネルギー発電所の分譲販売及び電力の売電を主たる事業とした「再生可能エネルギー事業」の事業活動を展開しております。

#### (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「電子・信用機器事業」は、通信機器及び部品並びに電子応用機器等を生産しております。「再生可能エネルギー事業」は、小形風力発電所をはじめとした再生可能エネルギー発電所の分譲販売及び電力の売電を主たる事業としております。

### 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいてあります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額
	電子・通信用 機器事業	再生可能エネル ギー事業			
<u>売上高</u>					
モバイル通信インフラ	766,530	-	766,530	-	766,530
官公庁	586,350	-	586,350	-	586,350
公共プロジェクト	359,390	-	359,390	-	359,390
FA・計測・その他	383,945	-	383,945	-	383,945
太陽光発電所	-	151,705	151,705	-	151,705
風力発電所	-	101,976	101,976	-	101,976
顧客との契約から生じる収益	2,096,217	253,682	2,349,899	-	2,349,899
その他の収益	-	6,518	6,518	-	6,518
外部顧客への売上高	2,096,217	260,201	2,356,418	-	2,356,418
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,096,217	260,201	2,356,418	-	2,356,418
セグメント利益又は損失( )	201,995	30,206	171,789	219,563	47,773
セグメント資産	5,547,487	3,781,221	9,328,708	513,853	9,842,562
<u>その他の項目</u>					
減価償却費	72,098	95,249	167,348	3,506	170,855
持分法投資損失( )	-	-	-	-	-
減損損失	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	188,543	330	188,873	-	188,873

(注) 1 . (1)セグメント利益の調整額 219,563千円は、未実現利益等の調整額1,002千円及び事業セグメントに配分  
していないグループ管理部門の費用 220,565千円であります。

(2)セグメント資産の調整額513,853千円は、事業セグメントに配分していないグループ管理部門の資産であ  
ります。

2 . セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額
	電子・通信用 機器事業	再生可能エネル ギー事業			
<b>売上高</b>					
モバイル通信インフラ	1,142,493	-	1,142,493	-	1,142,493
官公庁	2,610,899	-	2,610,899	-	2,610,899
公共プロジェクト	692,135	-	692,135	-	692,135
FA・計測・その他	583,956	-	583,956	-	583,956
太陽光発電所	-	310,481	310,481	-	310,481
風力発電所	-	237,017	237,017	-	237,017
顧客との契約から生じる収益	5,029,484	547,499	5,576,984	-	5,576,984
その他の収益	-	10,989	10,989	-	10,989
外部顧客への売上高	5,029,484	558,489	5,587,974	-	5,587,974
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
<b>計</b>	<b>5,029,484</b>	<b>558,489</b>	<b>5,587,974</b>	<b>-</b>	<b>5,587,974</b>
<b>セグメント利益</b>	<b>574,044</b>	<b>74,986</b>	<b>649,031</b>	<b>370,130</b>	<b>278,901</b>
<b>セグメント資産</b>	<b>6,818,689</b>	<b>3,554,213</b>	<b>10,372,902</b>	<b>903,269</b>	<b>11,276,172</b>
<b>その他の項目</b>					
減価償却費	181,983	161,746	343,730	4,034	347,765
持分法投資損失( )	-	-	-	-	-
減損損失	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	472,971	31,459	504,430	110	504,541

(注) 1 . (1)セグメント利益の調整額 370,130千円は、未実現利益等の調整額1,871千円及び事業セグメントに配分  
していないグループ管理部門の費用 372,001千円であります。

(2)セグメント資産の調整額903,269千円は、事業セグメントに配分していないグループ管理部門の資産であ  
ります。

2 . セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)
1 株当たり純資産額	720円10銭	837円48銭
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失( )	17円50銭	41円23銭
潜在株式調整後	一	一
1 株当たり当期純利益		40円84銭

- (注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	113,693	268,648
普通株主に帰属しない金額(千円)	一	一
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	113,693	268,648
普通株式の期中平均株式数(株)	6,493,392	6,514,515
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	一	一
普通株式増加数(株)	一	62,489
(うち新株予約権(株))	( - )	(62,489)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	一	一

(重要な後発事象)

(第三者割当の方法による第15回新株予約権(行使価額修正選択権付)、第16回新株予約権(行使価額修正選択権付)及び第17回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行)

当社は、2025年12月4日付の取締役会決議において、以下のとおり、Cantor Fitzgerald Europe(以下、「割当予定先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第15回新株予約権(行使価額修正選択権付)、第16回新株予約権(行使価額修正選択権付)及び第17回新株予約権(行使価額修正選択権付)(以下それらを「第15回新株予約権」、「第16回新株予約権」及び「第17回新株予約権」といい、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと(以下、「本第三者割当」といいます。)について決議しました。

[本第三者割当の概要]

(1)	割当日	2025年12月26日
(2)	発行新株予約権数	16,267個 第15回新株予約権 8,144個 第16回新株予約権 6,515個 第17回新株予約権 1,608個
(3)	発行価額	第15回新株予約権 1個につき290円、第16回新株予約権 1個につき283円、第17回新株予約権 1個につき256円(総額4,617,153円)
(4)	当該発行による潜在株式数	1,626,700株(新株予約権1個につき100株) 第15回新株予約権 814,400株 第16回新株予約権 651,500株 第17回新株予約権 160,800株 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合があります。 本新株予約権について、当社取締役会決議により行使価額修正選択権が行使された場合の下限行使価額は405.5円(発行決議直前取引日の終値の50%(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額))(以下、「下限行使価額」といいます。)ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,626,700株です。
(5)	調達資金の額	1,277,899,553円(差引手取金概算額: 1,265,339,553円) (内訳) 第15回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 2,361,760円 新株予約権行使による調達額: 603,470,400円 第16回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 1,843,745円 新株予約権行使による調達額: 497,746,000円 第17回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 411,648円 新株予約権行使による調達額: 172,056,000円 (注)

(6)	<u>行使価額及び行使価額の修正条件</u> <p>当初行使価額は、第15回新株予約権につき741円(条件決定日に先立つ1か月間ににおける各取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。)(以下、「条件決定日参照値」といいます。)の97%(円未満切上げ。)に相当する金額)、第16回新株予約権につき764円(条件決定日参照値(円未満切上げ。)に相当する金額)、第17回新株予約権につき1,070円(条件決定日参照値の140%(円未満切上げ。)に相当する金額)とします。</p> <p>本新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各回号について個別に、修正日において行使価額の修正が生じることとすることができます(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。)。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)の10取引日目以降、本新株予約権に係る行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」といいます。)の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値)(以下、「東証終値」といいます。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」といいます。)に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額である405.5円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「修正日」とは、本新株予約権の発行要項第11項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。</p> <p>割当予定先は、株券の貸借を用いて行使当日までにつなぎ売りをした上で行使請求を行う前提等はないため、行使判断から数えると4営業日間の価格変動リスク(受渡日にあいて市場価格が行使価額を下回っているリスク)を負った上で行使を行うこととなります。したがって、日次で行使価額が修正される場合は、短期のボラティリティに行使判断が大きく左右され、結果的に行使の蓋然性が限定されることとなります。一方で、行使価額が一定期間固定される場合には、株価が上方に乖離した際に積極的な行使が可能となり、行使の蓋然性を一定以上確保することが可能となります。当社の株価が上昇した場合により高い行使価額で調達可能となる行使価額修正型におけるメリットを過度に毀損しない適切な水準として週次での修正としてあります。</p>
(7)	<u>募集又は割当方法(割当予定先)</u> <p>Cantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法によって割り当てます。</p>
(8)	<u>本新株予約権の行使期間</u> <p>2025年12月29日から2028年12月28日までの期間</p>
(9)	<u>譲渡制限及び行使数量制限の内容</u> <p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権にかかる買取契約(以下、「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結する予定です。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2025年12月26日(割当日)における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行ふことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(10)	<u>その他</u> <p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <p>①当社による本新株予約権の行使の停止 ②当社による本新株予約権の買戻 ③当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。)</p> <p>なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初の行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額でありますが、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。